

解散公告(第一回)

当社は平成十三年四月一日保険業法第一五二条第三項第一号に定める保険契約の全部に係る保険契約の移転により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十三年四月四日

東京都千代田区二番町五番地一

第一火災海上保険相互会社

清算人 石井 和男